

## 議案第170号

### 淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－4請負契約締結について

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－4請負契約を次の要項により締結する。

- |   |         |                                |              |
|---|---------|--------------------------------|--------------|
| 1 | 工 事 概 要 | トンネル整備工事<br>延長                 | 一式<br>70メートル |
| 2 | 契約の相手方  | 大阪府中央区北久宝寺町3丁目6番1号<br>株式会社 鴻池組 |              |
| 3 | 契 約 金 額 | 879,890,000円                   |              |
| 4 | しゅん工期限  | 令和6年8月30日                      |              |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪府福島区海老江3丁目                   |              |
- 令和3年9月15日提出

大阪市長 松 井 一 郎

### 説 明

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－4請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。